

第5回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善 和歌山県地方協議会

日時：平成29年3月23日（木）10：00～12：00

場所：和歌山県トラック協会 2階役員室

○ 事務局

注意事項、資料確認、就任委員紹介、代理出席者の紹介

○ 開会挨拶（近畿運輸局自動車交通部 大辻部長）

おはようございます。近畿運輸局の大辻でございます。本日は委員の皆様におかれましては、第5回トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会にご出席をいただきまして誠に有難うございます。開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

昨年8月に第4回協議会が開催されたところでございまして、その際に今年度パイロット事業の内容についてご審議をいただき、対象集団を選定し、今日に至るまでパイロット事業の実施について荷主、運送業者のご協力のもと実施をさせていただきました。こちらについて実施経過についてご報告がありますが、社会の動きを見ておきますと、物流の現場の問題について、いろいろと報道で取り上げられており、社会的な関心が非常に高まっております。例えば、B to Cの取引の世界ではございますが、宅配分野については、ヤマト運輸の動きが報道されておりました。やはり、インターネット通販の拡大により、取扱量が急増する中で、人手不足、長時間労働が大変問題になってきております。これらを改善するために、取扱貨物量の適正化や、時間指定のサービスの見直し、更には、荷主の販売会社に対して、運賃・料金の値上げ交渉等の報道がなされております。また、ヤマト運輸だけでなく、他の運送事業者も追随する動きがあると承知しております。

政府においても、昨年9月に、働き方改革実現会議が立ち上がり、この月末に実行計画について議論がなされ、長時間労働の問題についても活発な議論がなされております。ご案内の通り、運送業では働き方改革における時間外労働の適用外業種ということではありますが、こちらについても今後どのように扱っていくか、国土交通大臣自ら関係団体と意見交換をしたところでございます。現在、取りまとめに向けて調整がなされていると承知しているところでございます。こういった形での社会的な動きが見出されるなかで、物流現場の問題は重要であり、この協議会においても皆様からのお知恵を頂いているところでございます。

本協議会の検討内容については、東京でも大変注目されていると聞いております。本日ご参加の委員の皆様の活発なご議論をいただきたいと思いますので、

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 事務局

有難うございました。それでは、ここからの進行は、座長であります辻本先生にお願いしたいと思います。辻本座長、よろしくお願い致します。

○ 辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

皆様、おはようございます。座長を拝命しております和歌山大学 辻本でございます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

この協議会は、今回で第 5 回目となり、トラック輸送における取引環境と労働時間の問題について検討するものです。大辻部長からもお話がありましたが、まさに今、全国的な関心が集まっている、集めていかなければいけない問題です。改善に向けて進んでいくべき問題と考えております。本日は、今年度のパイロット事業の実施経過の報告、来年度の事業実施等について、議題を 4 点用意しておりますので、議事の進行にご協力いただけますと幸いです。よろしくお願い致します。

最初に、議題 1「第 4 回協議会の発言要旨について」ご説明をお願い致します。

Ⅱ. 議題 1. 第 4 回協議会の発言要旨について

○ 事務局

第 4 回協議会の議事録について、ご説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。

第 4 回の協議会では、平成 28 年度、パイロット事業の実施につきまして、荷主企業と運送事業者を 1 つの集団として、長時間労働の改善に係る実証実験に向けて、事業者集団の選定について審議しました。事前に実施した和歌山県における実態調査結果を踏まえ、特大貨物や重量貨物を取扱う事業者として、荷主企業では高田機工株式会社、運送事業者では株式会社西日本建設物流にそれぞれご協力いただく旨、報告致しました。なお、パイロット事業の取組結果については、後ほど報告します。

次に、第 1 回トラック運送業の適正運賃・料金検討会では、学識経験者、厚生労働省、経済産業省、国土交通省の担当者その他、独占禁止法に詳しい弁護士等で構成される検討会は、現在 3 回開催されております。検討会では、全国のトラック運送事業者を対象とした実態調査が実施されており、結果の公表がなされたところでございます。後ほど、概略説明を致します。

次に「改善基準告示の周知」について事務局より説明し、最後にトラック運送事業者に対する運輸局による監査及び処分状況、さらに労働局による定期監督指導の実施結果について報告、第4回の協議会を終了した次第です。

○ 辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

ご説明有難うございました。ここで事務局からお知らせがあります。

○事務局

報道の皆様におかれましては、撮影はここまでとさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

有難うございました。それでは、平成28年度パイロット事業の実証実験の実施結果についてアドバイザーの日本PMIコンサルティング株式会社 小坂社長よりよろしくお願ひ致します。

II. 議題2. 平成28年度パイロット事業の実施結果報告について

○ 日本PMIコンサルティング株式会社 小坂

資料説明 省略

○ 辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

ご説明、有難うございました。大変わかりやすく、丁寧にご説明していただき有難うございました。

和歌山県の今年度のパイロット事業結果の報告を頂いたところでございます。数ヶ月という短い期間での実証実験であり、ドライバーの拘束時間削減と具体的成果を得られたかどうか、心配もあったところですが、発着荷主の高田機工、運送事業者の西日本建設物流の協力、及び各組織の緊密な連携があり、建設部材の設計変更が計画的に実行に移され、通行許可条件をクリアし、高速道路の利用が可能になりました。その結果、24時間通行が可能になり、往路2泊3日の行程から1泊2日に大幅に短縮化され、輸送の安全性、輸送品質にも寄与したという成果が得られたわけです。

今回は、特に輸送中の拘束時間の削減に焦点を当てた取組であったわけでございます。今後は、輸送の前段階で積込時の待機・作業時間の削減等についての課題も残っていると思われまます。

今回のパイロット事業は、どこの事業者でも取組が出来る内容ではないとの

説明がありましたが、他地域の事業者への水平展開も検討することも今後の課題と感じました。関係者の皆様、ご協力に感謝致します。

それでは今年度のパイロット事業の結果の方向について、皆様、ご意見をお願い致します。

○ 龍田委員（公益社団法人和歌山県トラック協会会長）

先ほどは本年度のパイロット事業の実施結果について、大変意義のある素晴らしいレポートのご説明をいただきました。今回のパイロット事業では、おそらく全国でナンバー1に近い成果を得たのではないかと思います。

ただ、今回のパイロット事業の成功には、不断の努力と忍耐があったことを皆様にご披露しなければいけません。最初にパイロット事業にご協力いただく対象集団（発着荷主、実運送事業者）の選定を我々で行いました。その際に、和歌山県としては、大手の事業者や地元の有力企業に協力をお願いしたわけですが、ほとんどご対応いただくことができませんでした。会社によっては、門前払いに近い状況でありました。取引環境及び労働時間の改善については、高い意識をお持ちだと勝手に思っていたのですが、意外と多くの事業者においては期待外れの対応がなされたことも事実です。

本年度のパイロット事業の実施にあたっては、事業者選定に関して非常に苦慮しました。今回、ご協力いただいた高田機工は国土交通省の受注業務が大変多い会社であり、そうしたご縁からパイロット事業にご協力をいただきたいと、国土交通省（和歌山運輸支局）から依頼したところ、ご快諾をいただいた経緯があります。参加の打診を受けた事業者の皆様にとっては、迷惑な事だという考えをお持ちになるのも当然ですが、先ほどご説明にもありましたように、担当者の熱意などに成功要因があると説明されていまして、経営者が強く認識し、その考え方を担当者に伝えることで、担当者が心から協力をしていく雰囲気づくりも醸成されると強く感じた次第でございます。

今回のパイロット事業の成果は、大変立派なものです。高田機工の物流担当者が大変な努力をしていただいたこと、熱意を持ってお取組いただいたことなどが原動力となり満足のいく成果につながりました。輸送の安全と安心の実現に向けた取組がしっかりと根付いていたと感じております。今後は、改善効果をいかに輸送コストに反映させるかなど、検討する必要があるかもしれません。

今回、真正面からの物流改善、長時間労働の削減に向けた取組にご協力をいただき、今回の協力に感謝を申し上げますとともに、地方協議会事務局の皆様方のご苦勞に対し、厚くお礼申し上げます。有難うございました。

○ 辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

ご意見、有難うございました。今回は、おそらく全国のナンバー1に近い成果ではないかというようなお話と、事業者選定に非常にご苦労されたこと、事業者のトップは取引環境、労働時間削減の改善の必要性を更に深く認識していただきたいというご指摘もございました。では、他にご意見ありませんか。荷主の皆様いかがでしょうか。

○ 嶋原委員（株式会社オークワ 物流部長）

パイロット事業の事業者選定では、ハードルが高かったとご指摘がありましたが、パイロット事業については、私個人としては悪い話ではなかったと思います。我々が悩んでいる部分をせっかくの機会ですのでどこか改善できないかという思いが日頃からありました。店舗発の物流については、若干温度差があったことも事実です。この1年、当社では劇的に多くの課題が出てきています。また、国・県なども動き出し、目に見えて変化が感じられる状況になってきているため、この流れに乗らないといけないと感じます。

○ 辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

有難うございました。冒頭で「悪い話ではなかった」とのご意見があり、非常に心強く感じました。実現のハードルがとても高いことも、よく理解できます。

今回のパイロット事業の経過を見ますと、皆様が緊密に連携できた成功の背景には目的と意識の共有が図られていたことがあると思います。同じ方向へベクトルを合せ、緊密に連携し、粘り強く取組むことで、大きな成果が期待できるものです。今回のような取組を進めることについても国民の関心が高まっている時期にもあり、機会があればご協力いただける環境が整うことを期待しています。

その他いかがでしょうか。今回のパイロット事業の報告について、何か皆様からご意見ございましたら是非いただきたいと思います。

○ 南委員代理（全日本運輸産業労働組合和歌山県連合会）

荷主と運送事業者が協議しながら、しっかりとパイロット事業に取り組んできたことは、非常に素晴らしいことと思います。

安全輸送を確保するために、さらに検討すべき点があります。今回、高速道路と一般道路の関係の輸送を見せていただきました。その中で、休憩をするサービスエリア、パーキングエリアが出ておりましたが、問題となるのは、高速道路におけるパーキングエリア等においてトラックが多く、駐車して休憩できない問題があります。夜間などは特に車両が多く、駐車できず、休憩時間を確

保できないこともあります。今回のルートでは、そのようなことはないと思いますが、特に関東方面では、サービスエリア等に入れない状況になっているため、路肩に停めざるを得ないような場合には、重大事故の発生リスクがあり、大きな問題となります。これらについて DVD を作成し、一般の皆様にも訴えているところがございます。このようなことを行政も一体となって啓発していく必要があると思います。

現在、女性ドライバーも増えてきていますが、ヒアリングしたところ、夜のパーキングエリア、サービスエリアを整備しないと、女性ドライバー1人で休憩をするには怖いという意見もありました。女性専用の施設の設置にも目を向けていただけると今後も更にドライバーが増えてくると思います。

○ 辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

有難うございました。今回パイロット事業で、高速道路利用をいかに可能にするかというお話がありましたが、高速道路利用にあたっては、パーキングエリア、サービスエリアにおいては車両が多く、夜間の時間帯で駐車して休憩時間を確保しづらいことや、女性用施設が不足しているという問題についてのご指摘をいただきました。これは国による政策関連のテーマになると思いますが、いかがでしょうか。

○ 大辻委員代理（近畿運輸局）

この問題は国土交通省といたしましても重要な課題とっております。高速道路の施策テーマに関しては、整備に向けて時間も予算も要します。遅々として進まないのが実態ですが、こうしたことを1つひとつ解決することで、ドライバーの休憩施設の確保等、輸送環境が改善され、今抱えている物流業界の問題が解消されるということにつながります。国土交通省としても、引き続きしっかりと取り組んで参ります。

○ 辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

有難うございました。今回の結果につきまして何かご意見はございませんでしょうか。実証実験の結果報告を含め、28年度のパイロット事業全般についてご意見がございましたらいただきたいと思っております。

では、ご意見がないようですので、本議題はこれまでとし、平成29年度のパイロット事業の実施についての説明を事務局からお願いします。

II. 議題3. 平成29年度パイロット事業の実施について

○ 事務局

事務局説明（省略）

○ 辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

ご説明、有難うございました。来年度のパイロット事業は、農産物関係での集団選定を進め、選定方法及び決定等の一切については事務局一任でお願いしたいところですが、委員の皆様からご意見がございましたらお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

特にご意見がありませんので、事務局の提案通り、平成29年度パイロット事業の対象集団の選定及び決定については、事務局一任でお願いすることとします。

続きまして、議題4その他ですが、説明の方よろしくをお願いします。

Ⅱ. 議題4. その他

取引環境・労働時間改善中央協議会等の情報提供について

○ 事務局

資料説明（省略）

○ 辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

ご説明有難うございました。引き続き、資料4と5続いてご説明いただき、説明終了後、全体通してご意見いただきたいと思います。それではご説明よろしくをお願いします。

○ 事務局

資料説明（省略）

○ 辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

ご説明有難うございました。中央協議会での主な意見、それからトラック運送業における運賃・料金に関する調査結果等々についてご説明をいただきました。

それでは、只今ご説明をいただいた件も含めて、本日の内容全体を通して何かご意見等ございますか。

○ 前田委員代理（近畿経済産業局）

事務局の説明のなかで、適正取引推進に関する自主行動計画の策定がごさい

ましたが、これは経済産業省からも要請をしております。現在7業種12団体に
おいて年度末までに自主行動計画を策定します。自動車、素形材、建設機械、
電機・情報通信機器、繊維の5業種、トラック運送業、建設業の2業種を加え、
合計7業種が自主行動計画を策定する対象業種となります。

トラック運送業は（公社）全日本トラック協会が担当し、既に全日本トラッ
ク協会では自主行動計画の概要を取りまとめています。その中でコスト負担の
適正化、運賃・料金の決定方法の適正化、契約書の書面化の推進、それから支
払料金の適正化等について取組施策を整理していただいています。

経済産業省では、自主行動計画の策定が実際に普及しているかどうか、業界
の中で適正に進んでいるかどうかを見ていくこととなります。経済産業省は主
に製造業を所管しており、従来からの消費税の転嫁対策に取組み、消費税Gメ
ンが全国各地に配置されていますが、この中から下請Gメンを配置し、各企業
における取引状況の適正化について調査を実施しております。今年度は既に進
めており、和歌山県の企業の方々にも何社かお伺いをしまして、取引状況につ
いて聞き取りをしております。来年度は全国で年間2000社を訪問し、取引条件
の実態についても聞き取りする予定です。和歌山県内の企業にも訪問する予定で、
各業界団体が取纏めた自主行動計画あるいはガイドラインの内容が適正に遵守
されているか、定着しているか、実態を調査します。その中で、課題が発見さ
れ、業界団体あるいは政府として取組むことがあれば、その取組を通じ改善し
ていきたいと考えております。

適正取引ガイドラインの紹介がありましたが、経済産業省が所管する分野で
は、実際に荷主となる企業の方々にも訪問し調査する機会があるかと思いま
すので、ご対応可能な企業があれば、私どもにご紹介いただければと思います。

○ 辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

有難うございました。近畿経済産業局から取引条件改善に向けた取組に関す
る情報提供をいただきました。本日の内容全体について何かご意見ありますか。

○ 阪本委員（株式会社酒本運送 代表取締役）

最初に荷主と我々業界との良好な関係を築けることが、労働時間削減の取組
の成功に近づけると思います。運送業のドライバーだけでなく、製造業も含め
全ての業界が労働時間を制限しています。今の時代に、経営者の皆さんが頭を
痛めています。先日、荷主の積込みに3時間程度要する荷物があり、それを30
分程度で積込作業を完了できるよう、荷主側が協力をしてくれました。荷主側
も積込み時間を削減することにより、経費削減につながる状況がありました。
荷主側もこんなことやってくれたらもっと業務効率化ができるといったような

業務改善提案を運送業者が実施することも重要です。お互いに良好な関係を構築することで、忌憚のない意見交換ができる関係づくりができると思います。

次に資料 5 の下請多層構造も問題です。例えば、関西から東京に行って、東京からの地元等への帰り荷がなければ、「人件費、高速代、燃料代だけ出れば、いくらでもいいよ」と低運賃で受注する場合があります。その帰り荷の運賃単価が現状の運賃相場を形成しているところがあるのです。実際に水屋スタイルの経営で、東京ではこれだけで経営できているところが多いわけです。そのため、そうした水屋に関して抜本的な改善をしていくことも重要です。

最近は車両が足りない状況です。運びたい貨物があっても、車両が足りない。そうすると、運賃が値上がりする傾向となります。ゴールデンウィーク前、休日前などは、運賃が上昇する傾向にあり、週明けの平日は運賃が値下がりする傾向にあります。このように運賃水準にバラツキが大きいのも課題です。ローカルネットという全国版の貨物と車両をマッチングするためのネットワークがあり、画面に運賃が出ているため、そうした実態がよくわかります。車両が足りなくなり、荷主側が困れば運賃が上がる傾向にありますが、その時限りではなく、適正な運賃相場が形成されていくことが重要です。

○ 辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

有難うございました。2点ご意見をいただきました。荷主と運送業の双方にメリットが生まれる環境づくりに向けて、良好なパートナーシップ形成が重要だといったお話です。2つ目は、時期によっては運賃のバラツキが大きくなるなど、問題があるとのことご指摘をいただきました。

どのテーマでも結構です。何か皆さんご意見ありましたら、お願いします。

○ 嶋原委員（株式会社オークワ 物流部長）

資料 5 のところで質問があります。資料 5 の 23 頁の近畿経済産業局からのご説明もありましたが、弊社にも日本スーパーマーケット協会を通じて適正取引に向けた要請文書が届いています。当該文書が来たため、弊社が契約する運送会社や問屋にも、適正取引について確認をしました。

国交省から荷主業界団体、トラック協会にも、要請文書が通知されているようですが、契約先には要請文書が通知されていないようでした。そこで、現状ではトラック運送業、卸売業への周知についてはどのように実施されていますか。

○ 事務局

トラック運送業に対しては、トラック協会を通して会員事業者に対して周知

徹底されております。さらに本年度中に全ト協で自主行動計画を取りまとめており、大手事業者が中心になり、策定することになります。なお、卸売業は国交省が所管しておりませんので、詳細は把握しておりません。

○ 嶋原委員（株式会社オークワ 物流部長）

例えば製造業では、いかがでしょうか。23 頁で日本スーパーマーケット協会、百貨店協会、ドラッグストア協会などがあります。弊社も加入しておりますが、卸売業が入っていないため、どのような対応となりますか。

○ 前田委員代理（近畿経済産業局）

適正取引ガイドラインは、経済産業省所管では 13 業種ありますが、ガイドラインがない業種もあります。それらの業種には、下請法の運用基準の改正の通知がなされ、対応がなされております。周知文書については、何十万社かの親事業者、中小企業等に対して通知が出されています。

○ 井内委員代理（花王株式会社）

当社和歌山工場では聞いておりません。

○ 前田委員代理（近畿経済産業局）

本社に要請文書が通知され、本社から各工場まで周知されていない可能性もあります。

○ 嶋原委員（株式会社オークワ 物流部長）

それは、どこかで止まっているということになりますか。要請文書を見て、今までにない踏み込んだ内容でしたので、「これは大変だ、いよいよ本腰を入れて対応しないとイケない」と 2 月の終わりから 3 月の初めに考えさせられました。

しかし、直接の取引先に確認しても、要請文書が通知されていない状況にありましたので、ご報告まで。

○ 前田委員代理（近畿経済産業局）

通知文書については、業界団体ではなくて事業者に対して直接、経済産業大臣名で送っていると思います。それが社内で調達担当者まで伝わっているかどうかは、各社の取組となります。1 月に下請法の運用基準改正、下請振興法の振興基準改正など、一式全て送付しています。対象になっている製造業であれば本社に通知されていると思います。卸売業はガイドラインの対象になっていな

いと思います。取引適正化ガイドラインを有しない業種ですので、お聞きした話は本省に情報を上げておきたいと思います。

○ 事務局

全日本トラック協会の自主行動計画は、物流ネットワーク委員会を構成する大手事業者 19 社が中心となり策定することになっています。例えば西濃運輸、ヤマト運輸、佐川急便等の業界を代表する事業者が策定する対象事業者です。

例えば、支払については現金支払比率を高めるとか、運賃料金決定に際して元請の立場から実運送事業者に対して「十分な協議・話し合い」を徹底するなどの内容となっています。6 月下旬までに 19 事業者が全日本トラック協会の自主行動計画の雛型を踏まえ各社 19 社が策定することになります。

○ 嶋原委員（株式会社オークワ 物流部長）

要請文書にあるような具体的な行動をとる必要がございます。実効性を確保するには、運送業、卸売業、製造業に対しても周知徹底する必要があるのではないのでしょうか。

○ 辻本座長（国立大学法人和歌山大学経済学部 教授）

有難うございました。重要なお指摘をいただきました。まさに今起こっている課題が見えたと思いますので、是非改善に向けた取組がなされていくと思います。是非よろしくお願ひしたいと思います。

他いかがでしょうか。何か全体を通してご意見がございましたら。よろしいでしょうか。無いようでしたら、このあたりで終了と致します。

○ 事務局

委員の皆様におかれましては長時間にわたり、ご議論いただきまして有難うございます。全ての議題が終了いたしましたので、本日の協議会は終了させていただきます。尚、次回の協議会第 4 回につきましては、今のところ 5 月頃に開催したいと考えておりますが、追って連絡差し上げますのでよろしくお願ひします。本日はどうも有難うございました。

以上